

職業安定分科会雇用保険部会(第 175 回)	資料 1－2
令和 4 年 9 月 28 日	

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の 臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下「休業支援金」という。）は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。
- 足下の雇用情勢等を踏まえ、休業支援金の対象となる休業の期間を延長するとともに、現行の上限額を一部変更することとし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

- 休業支援金の対象となる休業の期間を令和4年11月30日まで延長し、同年10月1日から同年11月30日までの期間の休業に係る一日あたりの支給上限額については、同年1月1日から同年9月30日までの間と同様、基本手当日額の最高額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ロに定める額（その額が同法第18条第1項の規定により変更されたときは、その変更された額）に100分の50を乗じて得た額）とする。
- ただし、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から令和4年9月30日までの間の休業を対象に、一日あたりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところであるが、当該地域特例の対象となる休業の期間を同年11月30日まで延長し、同年10月1日から同年11月30日までの期間の休業に係る一日あたりの支給上限額については、8,800円とする。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日：令和4年9月下旬（予定）

施行期日：公布の日

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容（注）

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な特例措置 （※2）	4/5（9/10） <u>9,000円</u>	4/5（9/10） <u>8,355円</u> （※3）
	地域特例（※4） 業況特例（※5）	4/5（10/10） <u>15,000円</u>	4/5（10/10） <u>12,000円</u>
大企業	原則的な特例措置 （※2）	2/3（3/4） <u>9,000円</u>	2/3（3/4） <u>8,355円</u> （※3）
	地域特例（※4） 業況特例（※5）	4/5（10/10） <u>15,000円</u>	4/5（10/10） <u>12,000円</u>

休業支援金等

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な措置 （※3）	8割 8,355円（※7）	8割 8,355円
	地域特例（※8）	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>
大企業 （※6）	原則的な措置 （※3）	8割 8,355円（※7）	8割 8,355円
	地域特例（※8）	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>

（※1）原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が、前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月5%以上減少している事業主。令和4年10月以降は、生産指標が前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。

（※3）雇用保険の基本手当の日額上限（8,355円）との均衡を考慮して設定。

（※4）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※5）生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（※6）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※7）令和4年7月までの上限額は、8,265円。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※4）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

（注）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、令和4年1月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額

(8,355円※（令和4年7月までは8,265円）が上限)

② 休業実績

※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和4年1月1日～令和4年9月30日の期間において11,000円。

・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となる。
・ 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。
(就労した日は休業実績から除く。)

3 申請期限

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和4年1月～6月	令和4年9月30日（金）
令和4年7月～9月	令和4年12月31日（土）

※ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に申請があれば、受付可能。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

令和4年9月15日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～R4.3/31	-	4,588,008	-	3,907,521	-	284,449,417
4/1～4/7	37,451	4,625,459	46,467	3,953,988	2,991,729	287,441,146
4/8～4/14	41,974	4,667,433	45,896	3,999,884	2,927,073	290,368,218
4/15～4/21	44,851	4,712,284	44,628	4,044,512	2,957,223	293,325,442
4/22～4/28	41,535	4,753,819	40,077	4,084,589	2,636,047	295,961,488
4/29～5/5	11,897	4,765,716	6,331	4,090,920	429,599	296,391,088
5/6～5/12	50,318	4,816,034	41,332	4,132,252	2,609,728	299,000,815
5/13～5/19	40,268	4,856,302	40,858	4,173,110	2,498,499	301,499,314
5/20～5/26	39,839	4,896,141	41,658	4,214,768	2,646,795	304,146,109
5/27～6/2	37,768	4,933,909	40,520	4,255,288	2,556,007	306,702,116
6/3～6/9	38,057	4,971,966	39,215	4,294,503	2,360,852	309,062,968
6/10～6/16	38,841	5,010,807	38,864	4,333,367	2,352,312	311,415,280
6/17～6/23	41,158	5,051,965	37,799	4,371,166	2,328,043	313,743,323
6/24～6/30	74,645	5,126,610	36,579	4,407,745	2,231,976	315,975,299
7/1～7/7	28,430	5,155,040	39,066	4,446,811	2,301,710	318,277,009
7/8～7/14	30,023	5,185,063	40,467	4,487,278	2,440,666	320,717,675
7/15～7/21	25,726	5,210,789	32,444	4,519,722	2,142,730	322,860,405
7/22～7/28	26,404	5,237,193	38,229	4,557,951	2,500,826	325,361,231
7/29～8/4	25,325	5,262,518	33,447	4,591,398	2,185,850	327,547,081
8/5～8/11	19,964	5,282,482	23,162	4,614,560	1,476,277	329,023,359
8/12～8/18	20,465	5,302,947	25,721	4,640,281	1,704,643	330,728,002
8/19～8/25	19,021	5,321,968	27,353	4,667,634	1,765,688	332,493,690
8/26～9/1	19,864	5,341,832	20,305	4,687,939	1,276,908	333,770,599
9/2～9/8	26,193	5,368,025	19,557	4,707,496	1,242,052	335,012,651
9/9～9/15	27,388	5,395,413	19,679	4,727,175	1,265,988	336,278,639
うち支援金	-	-	9,105	1,375,849	576,119	111,375,710
うち給付金	-	-	10,574	3,351,326	689,868	224,902,928

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。